



発行 東京都

目次

25

公 告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………  
……………（東京都監査委員）…一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人佐久間清光から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

- 東京都監査委員 山 加 朱 美
- 東京都監査委員 吉 倉 正 美
- 東京都監査委員 友 渕 友 治
- 東京都監査委員 筆 谷 勇
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝

平成 27 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

東 京 都 包 括 外 部 監 査 人  
公 認 会 計 士 佐 久 間 清 光

## 包括外部監査報告の概要

## 1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

（1）教育庁の事業に関する事務の執行について

対象局：教育庁

対象団体：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団  
（埋蔵文化財事業）

（2）生活文化局の事業に関する事務の執行について

対象局：生活文化局

対象団体：公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都私学財団

## 2 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
教育庁の事業に関する事務の執行について	11	37	48
生活文化局の事業に関する事務の執行について	8	53	61

（注）当報告書の金額（公表されている資料等を使用している場合を除く。）は、表示単位未満は切り捨て、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。なお、報告書中の表は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

教育庁の事業に関する事務の執行について

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき包括外部監査

II 選定した特定の事件 (監査のテーマ)

教育庁の事業に関する事務の執行について

III 監査対象年度

平成26年4月1日から平成27年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

IV 監査対象局

東京都教育庁

V 監査の実施期間

平成27年7月23日から平成28年2月9日まで

## VI 包括外部監査人及び補助者

## 1. 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	佐久間 清 光

## 2. 補助者

資格等	氏名
公認会計士	柳 澤 秀 樹
公認会計士	金 子 靖 晴
公認会計士	大立目 克 哉
公認会計士	関 根 明日香
公認会計士	八 木 哲 生
公認会計士	森 泰 文
公認会計士	川 本 恭 兵
公認会計士	松 田 麻 貴
公認会計士	村 田 明 子
公認会計士	向 川 美 樹
公認会計士	渡 邊 靖 雄
公認会計士	齋 藤 誉 朗
公認会計士	久保田 和 夏
公認会計士	森 本 恵梨奈
公認会計士試験合格者	大 貫 航
公認会計士試験合格者	三 浦 麻 波
米国公認会計士	炭 籠 紘 孝
米国公認会計士	牛 島 康 介
米国公認会計士	高 本 徹
公認情報システム監査人	加佐見 明 夫
公認情報システム監査人	島 山 豊

## VII 特定の事件を選定した理由

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第2条により都道府県、市町村に設置され、教育に関する事務を処理している。東京都教育委員会は、地教行法第17条により教育委員会の権限に属する事務を処理するため、事務局として教育庁を設置している。なお、東京都（以下、「都」という。）の場合、文化振興（文化財を除く）に関する事務は主に生活文化局が、スポーツに関する事務は主にオリエンビック・ペパリンビック準備局が所管している。

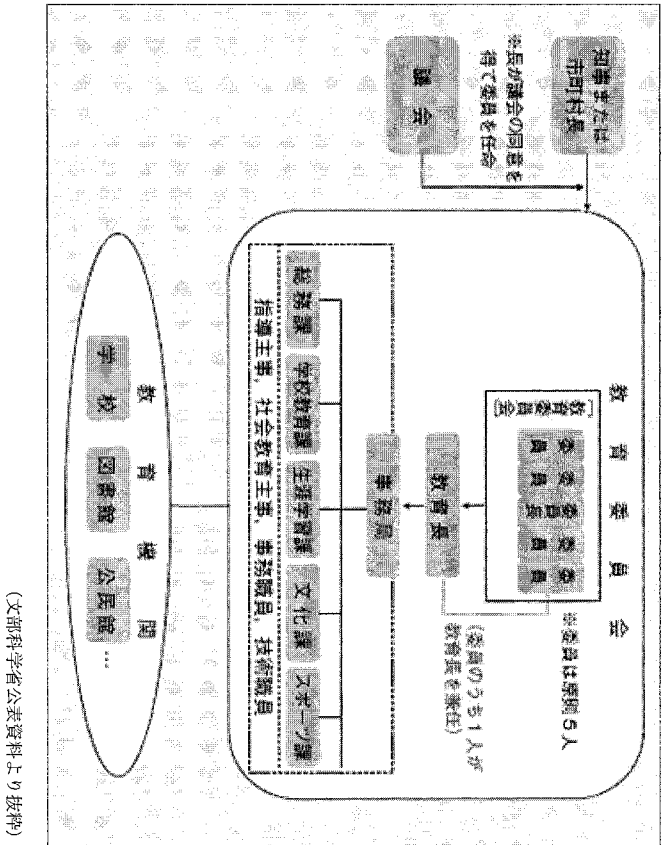
教育庁は、都立学校（高等学校、特別支援学校及び中高一貫教育校）、教職員研修センター及び都立図書館などの事務を執行しているほか、区市町村立学校の教職員の任命権者であり、給与の2/3を負担（1/3は国庫）している。

平成26年度予算において、教育庁所管の歳出総額は7,590億99百万円であり、一般会計歳出総額6兆6,667億8百万円の11.4%を占めている。なお、平成26年度教育庁主要施策は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン（第3次）」に基づき、東京都教育委員会が当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

以上の状況にある教育庁の事業に関する事務の執行については、効果的・効率的になされているか否かについて都民の関心も高いものと考えられることから、合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から総合的に検証することに意義があると判断し、監査対象事件として選定した。

<p>Ⅷ 外部監査の方法</p> <p>1. 監査の要点</p> <p>教育庁の事業に関する事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関係法令等の準拠性を中心に監査を実施した。</p> <p>2. 主な監査手続</p> <p>関係法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突き合わせ、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認められた監査手続を実施した。</p> <p>Ⅸ 利害関係</p> <p>監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。</p>	<p>第2 監査対象の事業内容</p> <p>1 教育庁の主な概要について</p> <p>1. 地方教育行政制度の概要について</p> <p>(1) 教育委員会制度について</p> <p>地方公共団体が行う事務のうち、教育、学術及び文化に関する事務の処理に際しては、その性質上、政治的中立を維持すること、行政が安定していること、住民の意思を反映することが求められる。これらに 대응するため、地教育法第2条により、都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村には、知事又は市町村長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。</p> <p>東京都教育委員会(以下、「都教育委員会」という。)は、地教育法第17条に基づき、教育委員会の権限に属する事務を処理するため、事務局として教育庁を設置している。</p> <p>教育委員会は、原則として、教育長及び4人の委員により構成されるが、条例で定めるところにより、都道府県又は市においては教育長及び5人の委員、町村においては教育長及び2人以上の委員をもって組織を構成することができる。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、教育委員会の権限に属するすべての事務を司っている。</p> <p>都教育委員会は、知事が議会の同意を得て任命した6人の委員により組織されており、委員の任期は4年である。教育長は、都教育委員会の委員のうちから、都教育委員会によって任命される。</p> <p>なお、平成26年6月に改正地教育法が成立し、平成27年4月1日から改正地教育法が施行している。これにより、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなり、また、教育長の任期が3年に変更となっている。ただし、本監査の対象年度は、平成26年度としているため、本報告書においては、改正前地教育法を前提としている。</p> <p>ここで、教育委員会制度の概観を示すと、図A1-1-1のとおりである。</p>
--	--

図 A1-1-1 改正前の地教行法に基づく教育委員会制度の概観



(文部科学省公表資料より抜粋)

(2) 県費負担教職員制度について

教職員の身分関係は、少し複雑な仕組みとなっており、現在における日本の地方教育行政制度の特徴の一つと言える。すなわち、市町村立小・中学校等の教職員（以下、「小・中学校等の教職員」という。）は市町村の職員であるものの、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、もって教育水準の維持向上を図るため、市町村立学校教職員給与負担法第 1 条に基づき、給与について都道府県が負担することとなっている。この小・中学校等の教職員でその給与等について都道府県が負担するものを県費負担教職員という。ただし、この都道府県の負担額のうち、義務教育費国庫負担法第 2 条により、実支出額の 1/3 については、国が負担することとされている。

このように小・中学校等の教職員の身分は、市町村職員とされるものの、その給与については、市町村が実質的に負担することはなく、国及び都道府県が負担する仕組みとなっているのである。

では、小・中学校等の教職員の任命権はどうかであろうか。

この点、県費負担教職員については、地教行法第 37 条に基づき、原則として各都道府県の教育委員会が任命することとなっている。つまり、任命権は都道府県に付与されているのである。

一方、政令指定都市については、例外として地教行法第 58 条に基づき、当該政令指定都市の教育委員会が任命する仕組みとなっている。ただし、政令指定都市が教職員の任命を行う場合であっても、教職員の給与は都道府県が負担する仕組みであることには変わらない。

では、小・中学校等の教職員の服務監督権限はどうであろうか。

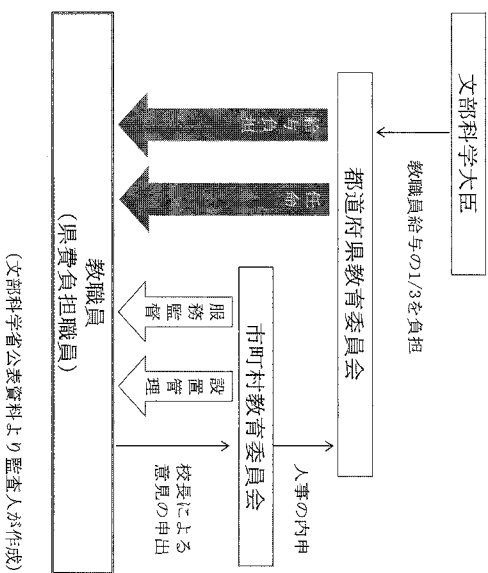
この点、県費負担教職員の服務監督については、地教行法第 43 条に基づき、市町村の教育委員会が実施することになっており、服務監督権限は、市町村の教育委員会に付与されている。

このように小・中学校等の教職員の任命権、つまり人事権が都道府県の教育委員会にある一方で、服務監督権限は市町村の教育委員会にあることから、人事権と監督権とが分離された制度となっている。

そのため、小・中学校等の教職員が市町村に属しながら市町村に人事権がない点や、市町村職員としての自覚を持ちにくい点などが、県費負担教職員制度の課題として指摘されている。

ここで、県費負担教職員制度の概観を示すと、図 A1-1-2 のとおりである。

図 A1-1-2 県費負担教職員制度の概観



(文部科学省公表資料より監査人が作成)

2. 都教育委員会の教育目標及び基本方針について

( 1 ) 都教育委員会の教育目標について

都教育委員会では、平成 13 年 1 月 11 日付で決定した「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していくとしている。ここで、都教育委員会の教育目標を示すと、次のとおりである。

【(参考) 教育目標】

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

( 2 ) 都教育委員会の基本方針について

都教育委員会では、教育目標を達成するための基本方針として、4 つの方針を定めている。この方針については、表 A1-2-1 のとおりである。

表 A1-2-1 都教育委員会の基本方針

基本方針	基本方針の内容
1. 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成	多様な人々が暮らす東京において、すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりや社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。 そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を推進する。
2. 「豊かな個性」と「創造力」の伸長	グローバル化と情報技術革命が進む東京において、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。 そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。
3. 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実	少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す東京において、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、都民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。 そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。
4. 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進	21 世紀の教育改革をリードすべき東京において、家庭・学校・地域の協働とすべての都民の教育参加を進め、都民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。 そのために、区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、都民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

(教育庁「平成 28 年度 主要事務事業の概要」より監査人が作成)

3. 都教育委員会における主要施策について

(1) 東京都教育ビジョン（第3次）における主要施策について

① 東京都教育ビジョン（第3次）の体系について

教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は、国が定めた教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されており、同条項に基づいて、平成25年4月に策定された都の教育振興基本計画が「東京都教育ビジョン（第3次）」（以下、「教育ビジョン」という。）である。

この教育ビジョンは、都教育委員会が、これまでの教育改革の成果と課題、国の動向やこれからの10年間に予想される社会の変化等を踏まえ策定したものであり、その計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間と定め、その期間で取り組むべき事項について、10の取組の方向と23の主要施策を示している。

教育ビジョンでは、知、徳、体、学校、家庭、地域・社会の6本の柱から構成される10の取組の方向と23の主要施策について示されており、これをまとめたものが表A1-3-1である。

表A1-3-1 教育ビジョンにおける10の取組の方向と23の主要施策

取組の方向	主要施策
1. 学びの基礎を徹底する	①基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
2. 個々の能力を最大限に伸ばす	②思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進 ③国際社会で活躍する日本人の育成
3. 豊かな人間性を培い、規範意識を高める	④人権教育の推進 ⑤道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
4. 社会の変化に対応できる力を高める	⑥社会の変化に自律的に対応できる力の育成 ⑦社会的・職業的自立を図る教育の推進
5. 体を鍛える	⑧体力向上を図る取組の推進 ⑨競技力向上を図る取組の推進
6. 健康・安全に生活する力を培う	⑩健康づくりの推進 ⑪安全教育の推進
7. 教員の資質・能力を高める	⑫優秀な教員志望者の養成と確保 ⑬現職教員の資質・能力の向上 ⑭優秀な管理職等の確保と育成
8. 質の高い教育環境を整える	⑮都立高校改革推進計画の着実な推進 ⑯東京都特別支援教育推進計画の着実な推進 ⑰子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
9. 家庭の教育力向上を図る	⑱学校の組織力の向上 ⑲学校の教育環境整備 ⑳家庭教育を担う保護者への支援体制の充実
10. 地域・社会の教育力向上を図る	㉑仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進 ㉒地域等の外部人材を活用した教育の推進 ㉓地域における多様な活動の充実

（「東京都教育ビジョン（第3次）」より監査人が作成）